

群馬県立県民健康科学大学 衛生管理業務仕様書（全体）

1 業務内容

（1）一般清掃

日常清掃、廃棄物収集、衛生品補充作業、ワックス清掃、ドレン口清掃等

※詳細は別添詳細仕様書のとおり

（2）特定建築物衛生管理

衛生管理技術者選任、空気環境測定、水質検査、害虫トラップ設置等

※詳細は別添詳細仕様書のとおり

2 業務期間

2年間

令和8（2026）年4月1日 ～ 令和10（2028）年3月31日

3 本学情報

（1）住 所：群馬県前橋市上沖町323-1

（2）建物用途：学校

（3）敷地面積：40,730㎡

（4）主たる建築物の情報

ア 北 棟：7,312.52㎡、鉄筋コンクリート造

イ 南 棟：1,844.99㎡、鉄筋コンクリート造

ウ 西 棟：3,156.08㎡、鉄骨鉄筋コンクリート造

エ 体育館：803.14㎡、鉄筋コンクリート造

※上記の内、特定用途に供される部分の延床面積：10,468.6㎡（ア及びウの合計）

衛生管理業務詳細仕様書(一般清掃業務分)

区分	対象場所	床材質	北棟1階	北棟2階	北棟3階	南棟	西棟1階	西棟2階	西棟3階	体育館	実施日・回数	内容	特記事項
(1) 日常清掃	① 共用部分	ビニール床タイル ビニール床シート 角磁器質舗床用タイル	センターホール ラウンジ エントランスホール 女子更衣室 保健室 非常勤講師控室 守衛室	洗濯室	第3更衣室	図書館前ホール 大講義室前ホール	学生ラウンジ 男子更衣室			女子更衣室 男子更衣室	・毎日(原則として以下の休日を除く日に実施する。) ・休日-土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12/29~1/3) ・作業時間:午前7時20分~午後6時30分とする。 ・廃棄物回収を毎日行うこと。 ・廊下便所等を毎日清掃すること。	・便所以外の床はほうき及び化学処理モップを用いて埃をとり、希釈用洗剤用モップで拭く。 ・便所の床は拭き掃除の上、デッキブラシを用い、水洗いをする。防水の都合上、直接床に放水しないこと。 ・床及び壁面の汚れのひどい箇所は洗剤を用いて拭く。 ・教室の黒板まわり、教壇、机の清掃を行う。 ・ブラインド、窓枠の埃を拭く。 ・畳部分については、ほうきを用いて掃き掃除の後、必要に応じて水拭きする。	・廃棄物については、事業系一般廃棄物、産業廃棄物に分別し、所定の位置に集積すること。 ・分別に当たっては、前橋市の産業廃棄物に係る手引きを確認すること。 ・(2)~(5)の定期清掃を行う場合は、あらかじめ本学と協議の上、実施時間を決定すること。 ・掃除用具、トイレトペーパー、薬用泡ハンドソープ、生理用品(1日6枚程度)、ポリ袋等、消耗品は請負業者の負担とする。 ※使用するものはすべて良好な規格品とし、本学の物品と混同しないよう表示すること。
	② 講義室等	ビニール床タイル ビニール床シート 畳(第4看護実習室のみ)	教材制作室 電子顕微鏡室 放射線エリヤ廊下 第1放射線準備室 基礎実験室 基礎実験準備室 基礎実験研究室 第1講義室 放射線管理計測演習室 放射線機器工学演習室	第1看護実習室 第2看護実習室 第3看護実習室 大学院演習室B 第4準備室 第5準備室 第2講義室 第2演習室 第3演習室	第4看護実習室 第6準備室 調理室 第4講義室 第5講義室 第6講義室	多目的ホール 第11演習室 第12演習室 超音波演習室 第1放射線演習室 第2放射線演習室 第3放射線演習室	第21講義室 第22講義室 第23演習室 第24演習室 第25演習室 第26演習室 第27演習室 第28演習室				・2日に1回清掃 ※長期休業期間中(8月中旬~9月末、2月中旬~3月末)の計3ヶ月半程度は週に1回の清掃とする。 ・休日は①に同じ ・作業時間は①に同じ	・フローリング部分については、ほうき及び化学処理モップを用いて埃をとる。 ・床カーペットは塵埃を電気掃除機で清掃する。 ・鏡及びステンレス製扉は水拭き又は乾拭きをする。 ・便所汚物入れは内容物処理の上、水洗いする。 ・便所のトイレトペーパー、薬用泡ハンドソープ、生理用品を補充する。(生理用品は北棟2階中央女子トイレ、西棟1階女子トイレのみ) ・エレベータについて、壁面を必要に応じて水拭きする。 ・便所等には給湯室を含む。	・業務実施時には清潔な制服を着用の上、会社名及び氏名を明らかにした名札をつけること。 ・光熱水費は本学の負担とするが、効率的な使用と節約を十分心がけること。
	③ 学長室等	カーペットタイル カーペット敷き フローリング張り塗装仕上げ	学長室 旧局長室 事務室 第1印刷室	大会議室 応接室 ラウンジ 第2印刷室	大学院演習室C 大学院演習室D 大学院生室(放射) マルチメディア教室2 マルチメディア教室 キャリア形成情報室 第3印刷室	大講義室 映写室 大学院学生研究室看護学専攻 大学院演習室A 図書館事務室 第1学習室 第2学習室 図書館		廊下 第2会議室 廊下 第4印刷室			・2日に1回清掃 ・休日は①に同じ ・作業時間は①に同じ	・基礎実験室、基礎実験準備室、基礎実験研究室、教材制作室は、「清掃不要」の表示がある場合には清掃を行わないこと。 ・本学が指定する場所に汁物廃棄物回収容器を設置し、当該容器に廃棄された汁物廃棄物を回収する。	・作業を実施した日には、完了後に清掃日誌を作成し、1週間に一度大学担当者に提出し確認を受けること。 ※原則、月曜日に提出すること。 ・足ふきマット18枚を2週間に1度、1年に計26回交換すること。
	④ 体育館	フローリング張り塗装仕上げ									アリーナ	・週に1回清掃 ・休日は①に同じ ・作業時間は①に同じ	・ねずみトラップを10箇所設置し、週に1回程度を目安に交換する。 ※設置場所は随時変更する。 ※日常清掃時に、確認し、ねずみが捕獲されている場合は適宜交換する。
(2) ワックス清掃	① 共用部分	ビニール床タイル ビニール床シート	(1)①の部分	(1)①の部分	(1)①の部分	(1)①の部分	(1)①の部分	(1)①の部分	(1)①の部分	(1)①の部分	・4ヶ月に1回、原則として7、11、3月の指定日に実施する。	・床面の塵埃を除去した後、洗剤を用いて洗浄し拭き取る。 ・床面乾燥後、樹脂ワックス塗装仕上げとする。	
	② 講義室等	ビニール床タイル ビニール床シート	(1)②の部分 CT室 ※CT室はワックスのみ	(1)②の部分	(1)②の部分		(1)②の部分	(1)②の部分					
(3) ガラス清掃											・年に2回、原則として7月と1月の指定日に実施する。	・洗剤を用いて洗浄し、拭き取る。	
(4) カーペット洗浄	③ 学長室等 その他	カーペットタイル カーペット敷き	(1)③の部分 第1会議室	(1)③の部分 各研究室 第1共同研究室	(1)③の部分 各研究室 第2共同研究室	(1)③の部分		(1)③の部分 各研究室 廊下を含む	(1)③の部分 各研究室 第3共同研究室 廊下を含む		・年に1回、原則として9月の指定日に実施する。	・床面の塵埃を除去した後、洗剤を用いて洗浄し、拭き取る。	
	③のうち西棟 2・3階廊下	カーペットタイル カーペット敷き					(1)③の部分 廊下を含む	(1)③の部分 廊下を含む			・年に1回、原則として3月の指定日に実施する。	・床面の塵埃を除去した後、洗剤を用いて洗浄し、拭き取る。	
(5) 体育館床清掃	④ 体育館	フローリング張り塗装仕上げ								アリーナ	・年に1回、原則として8月の指定日に実施する。	・床面の塵埃を除去した後、洗剤を用いて洗浄し、拭き取る。 ・床面乾燥後、樹脂ワックス塗装仕上げとする。	
(6) 残留塩素測定	給水栓										週1回 年間52回	給水栓における残留塩素測定。	紙面で月に1回報告すること。
(7) ドレン口清掃	屋上、バルコニー ・北棟屋上、 バルコニー ・南棟屋上 ・西棟屋上 ・体育館バルコニー	シート防水等									年1回(4月または5月に実施)	雨水排水を阻害する、落ち葉土砂を撤去する。	防水層を損傷させない方法で撤去すること。

※その他本学が実施する入試が平日の場合は、作業対象外日程とする。入試前日には別途清掃を行う場合がある。

衛生管理業務詳細仕様書(トイレ・洗面台数量)

名称		北棟												南棟						西棟						体育館		合計				
		1階				2階				3階				1階						1階			2階			3階			男子便所	女子便所		
		男子便所 (センターホール側)	女子便所 (センターホール側)	男子便所 (売店側)	女子便所 (売店側)	男子便所 (事務室側)	女子便所 (事務室側)	男子便所 (講義室側)	女子便所 (講義室側)	男子便所 (大会議室側)	女子便所 (大会議室側)	男子便所 (講義室前)	女子便所 (講義室前)	男子便所 (研究室側)	女子便所 (研究室側)	男子便所 (大講義室前)	女子便所 (大講義室前)	多目的便所 (大講義室前)	男子便所 (図書館内)	女子便所 (図書館内)	男子便所	女子便所	多目的便所	男子便所	女子便所	多目的便所	男子便所	女子便所	多目的便所	男子便所	女子便所	
大便器	和式	1	1				1		1			1	1		1	1	1				1	2		1	1		1	1		1	2	19
	洋式	1	2	1	1	1	1	1	4	1	2	1	2	1	1	1	2		1	1	1	3		1	4		1	2			1	38
	身障者用																1					1			1			1				4
小便器		3		1		2		1		2		3		1		3					2			2			3			2		25
便器計		5	3	2	1	3	2	2	5	3	2	5	3	2	2	5	3	1	1	1	4	5	1	4	5	1	5	3	1	3	3	86
洗面台		3	3	1	1	2	3	1	6	2	3	3	3	1	3	2	3	1	1	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	1	4	66

衛生管理業務詳細仕様書 (特定建築物衛生管理業務分)

1 概要

群馬県立県民健康科学大学の建物について維持管理が環境衛生上適正に行われるよう監督させるため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物環境衛生管理技術者を選任し、衛生管理基準の項目を検査し、委託者に適宜助言すること。

2 業務詳細

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される建築物環境衛生管理基準を満たす維持管理を行うこと。下記測定等では、建築物環境衛生管理基準に記載される項目を満たすこと。

(1) 衛生管理技術者選任

原則として兼任を不可とする。

ただし、以下法令条項及び厚生労働省通知の基準に基づき、兼任しても支障がないと認められる場合に限り、兼任することを可とする。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条

イ 建築物環境衛生管理技術者の選任について(平成14年3月26日健発第0326015号)

URL : <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei11/index.html>

(2) 空気環境測定

6回/年(15箇所)

(3) 飲料水の水質検査

ア 検査項目16項目 1回/年

イ 検査項目28項目 1回/年(水質基準適合で省略項目あり)

(4) ねずみ・昆虫等生息調査

ア 建物全体 2回/年(50箇所)

イ 厨房のみ 4回/年(15箇所)

3 その他条件

(1) 作業に必要な全ての用具、消耗品等は受託者負担とする。ただし、電気水道の費用は除く。

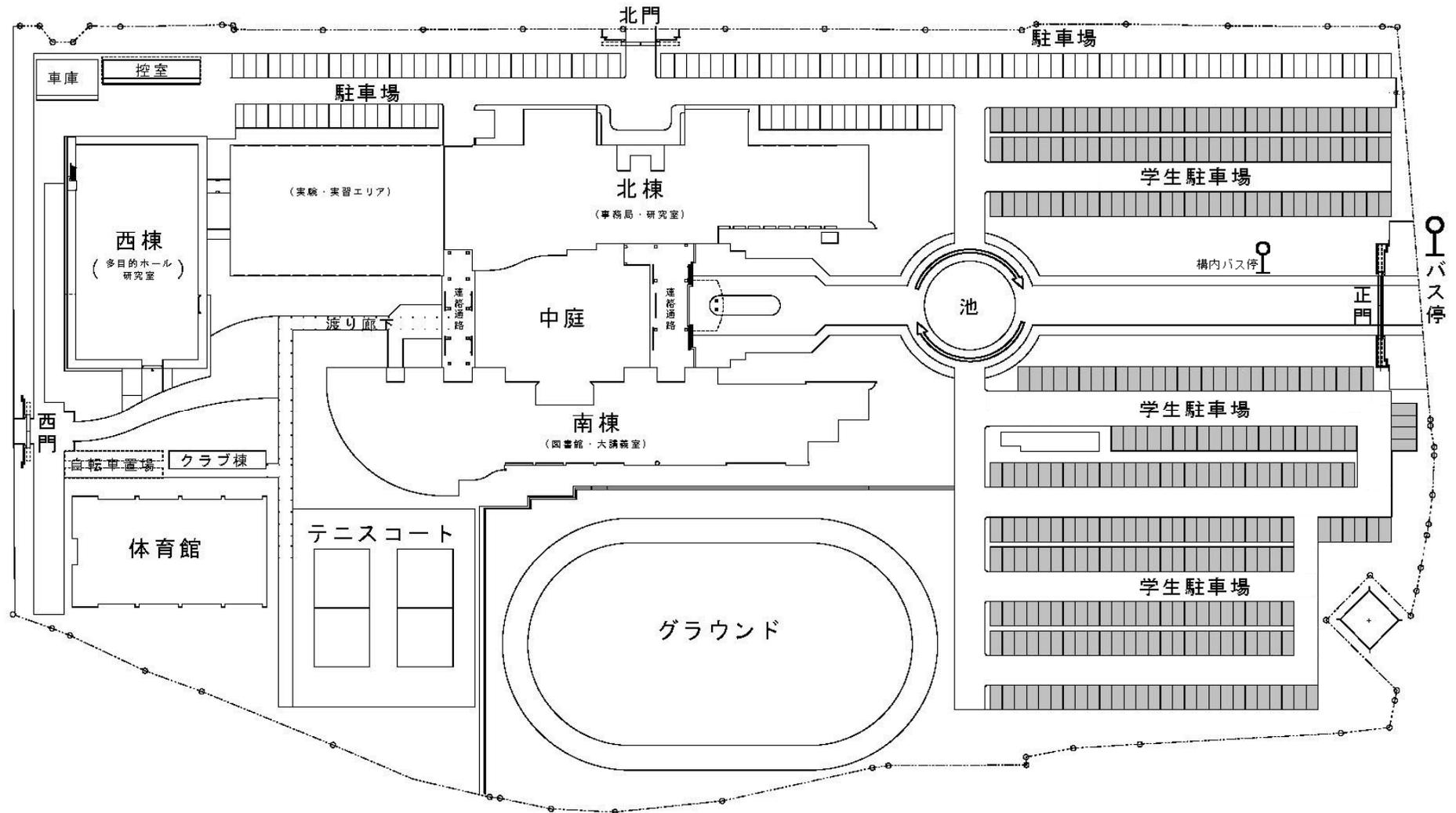
(2) 作業実施に当たっては、事故が発生しないよう十分に注意すること。

(3) 作業員は作業に専念し、必要以外の場所への立ち入り及び行為をしないこと。

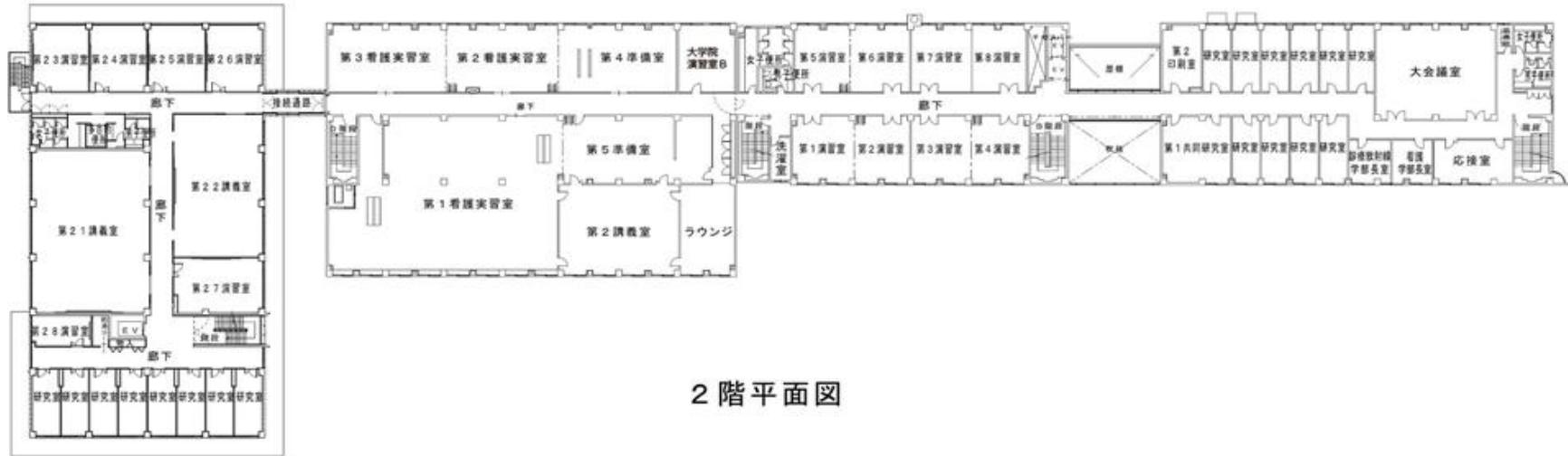
(4) 作業に当たっては大学利用者等への影響が小さくなるように十分配慮すること。作業の過程で大きな影響が出る場合は作業前に委託者に協議すること。

(5) 受託者は測定、清掃、調査及び検査の結果は書面で直ちに委託者に提出すること。遅くとも作業後2週間以内に提出すること。

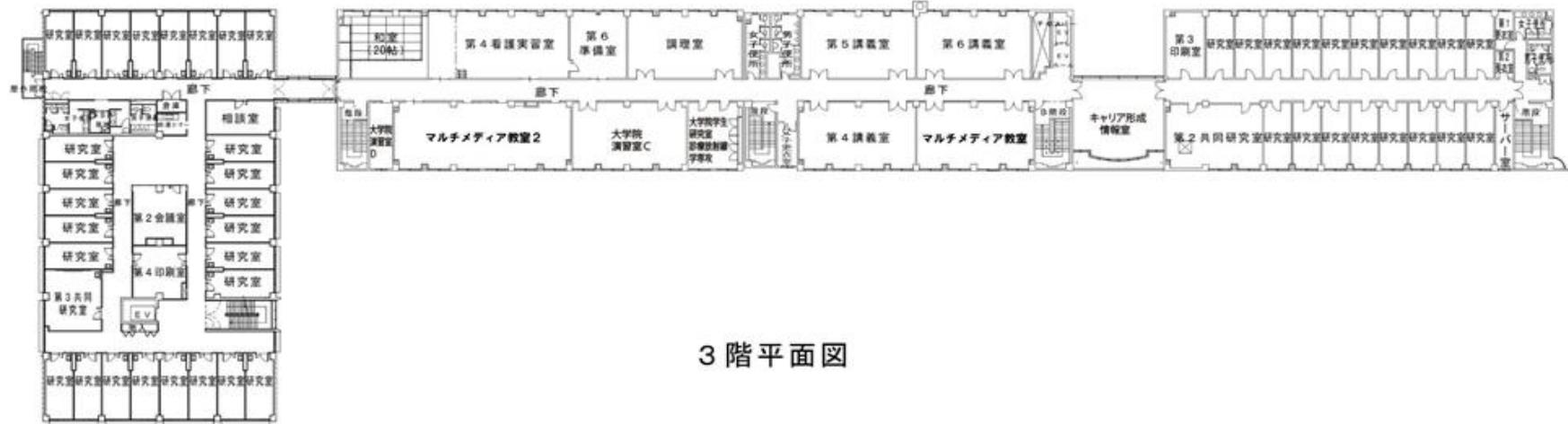
県民健康科学大学建物図面



県民健康科学大学 2、3階図面



2階平面図



3階平面図

空気環境測定 測定場所及び注意事項

No.	名称	棟名称	階
1	事務局	北棟	1階
2	センターホール	北棟	1階
3	図書館	南棟	1階
4	多目的ホール	西棟	1階
5	学生ラウンジ	西棟	1階
6	第1共同研究室	北棟	2階
7	第5演習室	北棟	2階
8	大講義室	南棟	1階
9	第2看護実習室	北棟	2階
10	第2-1講義室	西棟	2階
11	第2共同研究室	北棟	3階
12	マルチメディア教室	北棟	3階
13	第4講義室	北棟	3階
14	第4看護実習室	北棟	3階
15	第3共同研究室	西棟	3階
16	外気		

※1 委託者から指示があるときは測定場所を変更すること。

ただし、箇所数の変更は行わないこと。

※2 少なくとも建築物環境衛生管理基準に列挙される項目を点検すること。

水質検査

留意事項

No.	内容
1	点検結果を書面で点検項目毎に明示して委託者に提出すること。
2	28項目の点検は9月までに実施し、9月中に報告書を提出すること。
3	報告書には点検項目毎に点検結果及び水質基準を示し、水質基準を充たしているかどうか分かるように記載すること。

ねずみ・昆虫等生息状況建物全体調査 箇所及び留意点

No.	名称	棟名称	階	種類
1	東側男子トイレ	北棟	3階	害虫トラップ
2	東側女子トイレ	北棟	3階	害虫トラップ
3	中央男子トイレ	北棟	3階	害虫トラップ
4	中央女子トイレ	北棟	3階	害虫トラップ
5	調理室	北棟	3階	害虫トラップ
6	男子トイレ	西棟	3階	害虫トラップ
7	女子トイレ	西棟	3階	害虫トラップ
8	多目的トイレ	西棟	3階	害虫トラップ
9	給湯コーナー	西棟	3階	害虫トラップ
10	東側男子トイレ	北棟	2階	害虫トラップ
11	東側女子トイレ	北棟	2階	害虫トラップ
12	湯沸室	北棟	2階	害虫トラップ
13	中央男子トイレ	北棟	2階	害虫トラップ
14	中央女子トイレ	北棟	2階	害虫トラップ
15	洗濯室	北棟	2階	害虫トラップ
16	男子トイレ	西棟	2階	害虫トラップ
17	女子トイレ	西棟	2階	害虫トラップ
18	多目的トイレ	西棟	2階	害虫トラップ
19	給湯コーナー	西棟	2階	害虫トラップ
20	東側男子トイレ	北棟	1階	害虫トラップ
21	東側女子トイレ	北棟	1階	害虫トラップ
22	湯沸室	北棟	1階	害虫トラップ
23	中央男子トイレ	北棟	1階	害虫トラップ
24	中央女子トイレ	北棟	1階	害虫トラップ
25	機械室A	北棟	1階	害虫トラップ
26	機械室B	北棟	1階	害虫トラップ
27	機械室C	北棟	1階	害虫トラップ
28	売店	北棟	1階	害虫トラップ
29	センターホール	北棟	1階	害虫トラップ

No.	名称	棟名称	階	種類
30	エントランス男子トイレ	北棟	1階	害虫トラップ
31	エントランス女子トイレ	北棟	1階	害虫トラップ
32	男子トイレ	西棟	1階	害虫トラップ
33	女子トイレ	西棟	1階	害虫トラップ
34	多目的トイレ	西棟	1階	害虫トラップ
35	学生ラウンジ	西棟	1階	害虫トラップ
36	旧局長室	北棟	1階	害虫トラップ
37	事務局前廊下	北棟	1階	害虫トラップ
38	厨房A	北棟	1階	害虫トラップ
39	厨房B	北棟	1階	害虫トラップ
40	厨房C	北棟	1階	害虫トラップ
41	厨房D	北棟	1階	害虫トラップ
42	厨房E	北棟	1階	害虫トラップ
43	厨房F	北棟	1階	害虫トラップ
44	厨房G	北棟	1階	害虫トラップ
45	厨房事務室	北棟	1階	害虫トラップ
46	厨房トイレ	北棟	1階	害虫トラップ
1	機械室A	北棟	1階	ねずみトラップ
2	機械室B	北棟	1階	ねずみトラップ
3	厨房食品庫A	北棟	1階	ねずみトラップ
4	厨房食品庫B	北棟	1階	ねずみトラップ

- ※1 トラップ・目視により調査し、トラップは1週間設置すること
- ※2 各調査場所で、害虫毎に個体数を報告すること
- ※3 個体が確認された際には場所が分かるように、写真台帳に整理して委託者に報告すること
- ※4 管理基準における措置基準と比較し、超えている場合はそのことを報告書上で明記すること

ねずみ・昆虫等生息状況厨房のみ調査 箇所及び留意点

No.	名称	棟名称	階	種類
1	厨房A	北棟	1階	害虫トラップ
2	厨房B	北棟	1階	害虫トラップ
3	厨房C	北棟	1階	害虫トラップ
4	厨房D	北棟	1階	害虫トラップ
5	厨房E	北棟	1階	害虫トラップ
6	厨房F	北棟	1階	害虫トラップ
7	厨房G	北棟	1階	害虫トラップ
8	厨房H	北棟	1階	害虫トラップ
9	厨房I	北棟	1階	害虫トラップ
10	厨房J	北棟	1階	害虫トラップ
11	厨房K	北棟	1階	害虫トラップ
12	厨房事務室	北棟	1階	害虫トラップ
13	厨房トイレ	北棟	1階	害虫トラップ
1	厨房食品庫A	北棟	1階	ねずみトラップ
2	厨房食品庫B	北棟	1階	ねずみトラップ

- ※1 トラップ・目視により調査し、トラップは1週間設置すること
- ※2 各調査場所で、害虫毎に個体数を報告すること
- ※3 個体が確認された際には場所が分かるように、写真台帳に整理して委託者に報告すること
- ※4 管理基準における措置基準と比較し、超えている場合はそのことを報告書上で明記すること

特定建築物衛生管理業務 年間スケジュール

	建築物環境衛生 管理技術者選任	空気環境測定	水質検査 (給湯水及び飲料水)	害虫等生息調査 (建物全体)	害虫等生息調査 (厨房のみ)
4月	○				
5月	○	○			○
6月	○				
7月	○	○		○	
8月	○				
9月	○	○	○ (28項目)		○
10月	○				
11月	○	○			○
12月	○				
1月	○	○		○	
2月	○				
3月	○	○	○ (16項目)		○
備考	通年	年間6回実施	年2回実施	年2回実施	年4回実施

※「○」が実施月となります。